

商品概要説明書

令和元年12月2日現在適用中

1. 商品名	・令和元年冬特別金利定期預金																					
2. 取扱期間	・令和元年12月2日（月）～令和2年1月31日（金）まで																					
3. 募集金額	・200億円 ※募集金額に達した場合、取扱期間中でも販売を終了させていただくことがあります																					
4. 販売対象	・個人（個人事業主を含む）																					
5. 期間	・1年、3年の自動継続（元利金継続または元金継続）																					
6. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・30万円以上100万円以下 （複数口預け入れいただけますが、お一人さま100万円までとさせていただきます。） ・1円単位																					
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します																					
8. 利息 ①適用利率 ②利払頻度 ③計算方法	・下記の利率を初回満期日まで適用します 預入期間1年…年 0.030%〈単利型〉 預入期間3年…年 0.050%〈複利型〉 ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 （3年ものについては6ヵ月毎の複利計算）																					
9. 税金	・お利息には源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）がかかります （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります																					
10. 手数料	_____																					
11. 中途解約利率	<p>・初回満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた利率によって計算（小数点第4位以下切捨て）した利息とともに支払います なお、中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6ヵ月未満</th> <th>6ヵ月以上</th> <th>1年以上</th> <th>1年6ヵ月以上</th> <th>2年以上</th> <th>2年6ヵ月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年もの</td> <td>解約日の普通預金の利率</td> <td>0.003%</td> <td colspan="4" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>3年もの</td> <td>解約日の普通預金の利率</td> <td>0.002%</td> <td>0.003%</td> <td>0.003%</td> <td>0.005%</td> <td>0.005%</td> </tr> </tbody> </table>		6ヵ月未満	6ヵ月以上	1年以上	1年6ヵ月以上	2年以上	2年6ヵ月以上	1年もの	解約日の普通預金の利率	0.003%	/				3年もの	解約日の普通預金の利率	0.002%	0.003%	0.003%	0.005%	0.005%
	6ヵ月未満	6ヵ月以上	1年以上	1年6ヵ月以上	2年以上	2年6ヵ月以上																
1年もの	解約日の普通預金の利率	0.003%	/																			
3年もの	解約日の普通預金の利率	0.002%					0.003%	0.003%	0.005%	0.005%												
12. 金利情報の入手	・満期日以後の利率については、窓口へご照会ください																					

<p>1 3. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください</p>
<p>1 4. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳（総合口座通帳・定期預金通帳）でのお預け入れに限ります。 ・新規のお預け入れに限ります ・マル優のお取扱いができます ・総合口座の担保とすることができます ・初回満期日以降は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率が適用されます ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます